

平成 2 2 年 1 2 月 3 日

平成 2 2 年第 4 回 岬町 議会 定例会

第 2 日 会議録

平成22年第4回(12月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成22年12月3日(金)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり13名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	11番 辻 下 文 信
12番 辻 下 正 純	13番 豊 国 秀 行	14番 小 川 日出夫
15番 竹 内 邦 博		

欠席議員 1名(10番 岡本重樹)

傍 聴 な し

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 兼特命対策課担当事 中 村 光 延
企 画 部 長 笠 間 光 弘	総 括 理 事 白 井 保 二
住 民 福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄	都 市 整 備 部 長 松 永 英 三
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長 古 谷 清	特 命 対 策 課 長 (企業誘致担当) 西 啓 介
企 画 部 理 事 兼人権推進課長 谷 下 泰 久	住 民 福 祉 部 理 事 兼子育て支援課長 南 康 明
住 民 福 祉 部 理 事 兼保険年金課長 岡 本 茂	都 市 整 備 部 理 事 入 口 博 行
都 市 整 備 部 上下水道担当事 末 原 光 喜	会 計 管 理 者 兼 理 事 湊 原 義 仁
総 務 部 総 務 課 長 中 田 道 徳	総 務 部 財 政 課 長 四 至 本 直 秀

企画部秘書人事課長 保 井 太 郎

○本会の書記は次のとおりであります。

議会議務局長 辻 下 一 博

議会議務局副理事 大 山 鐵 男

議事日程

- | | | |
|------|--------|-------------------------------|
| 日程1 | 議案第87号 | 平成22年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件 |
| 日程2 | 議案第88号 | 平成22年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件 |
| 日程3 | 議案第89号 | 平成22年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）の件 |
| 日程4 | 議案第90号 | 平成22年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第4次）の件 |
| 日程5 | 議案第91号 | 平成22年度岬町谷川財産区特別会計補正予算（第2次）の件 |
| 日程6 | 議案第92号 | 平成22年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）の件 |
| 日程7 | 議案第93号 | 岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定の件 |
| 日程8 | 議案第94号 | 岬町基本構想策定の件 |
| 日程9 | 議案第95号 | 災害復旧事業施行の件 |
| 日程10 | 議案第96号 | 大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件 |
| 日程11 | 議案第97号 | 泉南地域広域行政推進協議会の廃止に関する協議の件 |
| 日程12 | 議案第98号 | 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件 |
| 日程13 | 議案第99号 | 岬町手数料条例の一部を改正する件 |

(午前10時00分 開議)

○竹内邦博議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成22年第4回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻、午前10時00分です。

本日の出席議員は13名です。欠席議員は1名、中原議員が少し遅刻でございます。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○竹内邦博議長 日程1、議案第87号「平成22年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程1、議案第87号、平成22年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件につきまして、概要をご説明いたします。

内閣府が発表いたしました平成22年7月から9月の第3・四半期の国内総生産—GDPの速報値は、物価変動の影響を除いた実質で前期比0.9%の増加、年率換算では3.9%増加となっております。エコカー補助金やたばこ増税などをにらんだ駆け込み需要に猛暑効果が加わり、個人消費が大幅に伸びたことが主因とされております。

しかし、この効果は一時的で、10月以降はエコカー補助金の終了など政策効果の反動に加え、円高の一段の進行により、これまで牽引役であった輸出産業にも不透明感が強まったことで、景気の先行き懸念が再び台頭し、10月から12月の第4・四半期は昨年の7月から9月以来、第5・四半期ぶりにマイナス成長になる公算が大きいと報じられております。こうした中で、地域経済におきましても相当大きな影響を受けると考えられることから、今後とも予断を許さない状況となっております。

本町におきましては、歳入面では、物価の下落、人口構成等のさまざまな要因により、引き続き厳しい状況でございます。また、歳出面では、公債費など義務的経費が財政を大きく圧迫しており、依然として厳しい財政運営を余儀なくされております。

したがって、今般の補正予算につきましては、緊急性の高い経費など真に必要な経費を中心に編成をいたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,265万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億4,042万円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては8ページ、9ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

地方交付税につきましては、本補正予算に必要な財源といたしまして、交付決定に伴い、普通地方交付税2,317万4,000円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、障害福祉サービスの増加に伴い、障害者自立支援給付費負担金1,715万7,000円を計上いたしております。

府支出金につきましては、1,025万1,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、障害福祉サービスの増加に伴う障害者自立支援給付費負担金857万8,000円、医療費の増加に伴い、ひとり親家庭医療費助成事業費補助金93万3,000円、乳幼児医療費助成事業費補助金44万円をそれぞれ計上いたしております。

寄附金につきましては、456万3,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、決算見込みに伴い、岬ゆめ・みらい寄附金446万3,000円を計上するとともに、個人、団体からの小学校への指定寄附金10万円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金につきましては、698万2,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、全日本ビーチバレー女子選手権大会開催補助金に充当するための岬ゆめ・みらい基金繰入金200万円、深日地区における橋梁整備や河川水路改修事業の財源といたしまして、深日財産区特別会計繰入金498万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

諸収入につきましては、泉南地域広域行政推進協議会の解散に伴う返還金52万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページ、4ページをご参照願います。なお、詳細につきましては10ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費といたしまして、695万7,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、小田平・平野北地区に係る町有地境界確定業務委託料111万7,000円、全日本ビーチバレー女子選手権大会開催補助金200万円、町民税、固定資産税等に

係る町税過誤納償還金121万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

民生費につきましては、4,129万6,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、障害福祉サービス等の増加に伴う扶助費3,655万2,000円、医療費の増加に伴い、ひとり親医療費186万7,000円、乳幼児通院医療費132万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

土木費につきましては、816万3,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、土木総務費に計上しております土砂採取跡地整備事業に係る委託料、工事請負費、備品購入費の費目間調整に加え、深日地区門前橋、門前上橋に係る設計業務委託料200万円、深日地区内の浸水対策に係る河川水路改修事業278万円をそれぞれ計上いたしております。

教育費につきましては、177万1,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、淡輪小学校消火用ポンプ故障により漏水が発生したことに伴います水道代53万6,000円及び修繕料32万1,000円、中学校体育館シロアリ被害に伴う床改修工事81万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

諸支出金につきましては、岬ゆめ・みらい寄附金を積み立てるための基金積立金446万3,000円を計上いたしております。

次に、5ページをご参照願います。第2表、債務負担行為補正をごらんください。

深日地区の門前橋、門前上橋に係る橋りょう整備事業を追加するもので、期間は平成23年度、限度額は1,291万7,000円とするものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○竹内邦博議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員 12ページの道路橋りょう費ですか、これの今、深日の設計業務委託料についてどこの場所か確認したいのと、関連でと言ったら何ですけど、道路ということで、きのう松永部長から二国について、公園のガードを過ぎてから左側を真っすぐ行けると、それで車も込まないと言っている件でございますが、これは第二阪和国道へ入ってからの話をしているのか、みさき公園のガードを越えたらということは乗り入れ口のことを言っているのか、その点もう一遍確認をちょっとしておきたいんですけど、2点お願いします。

○竹内邦博議長 都市整備部長、松永英三君。

○松永都市整備部長 お答えいたします。

まず、12ページの委託料の200万円でございますが、これは深日の門前橋と門前上橋の高さを上げるための設計委託料でございます。

それで、先ほど第二阪和の問題ですが、奥野議員の一般質問の中で、淡輪ランプができれば淡輪ランプで込んで、淡輪の中へ車が入っていくのと違うかというお話やったんですけど、淡輪ランプは今の現国道から淡輪ランプへ向いて走っていきますと、直進が淡輪ランプから第二阪和へ入るようになるんです。旧国道へは左折することになるので、要は、国道の本線が淡輪ランプの自動車専用道へ真っすぐ行くと入ってしまうので、箱ノ浦ランプみたいに、箱ノ浦ランプは右折レーンで渋滞しているわけですね。それが無いんです。左折すると現国道へ入ると、真っすぐが第二阪和国道へ入りますので、信号が変わると、全部真っすぐ行きますと第二阪和へ行ってしまいますので、淡輪ランプで込むという、右折レーンの待ちが長くなって後ろが行けないので込むという現象は起こらないと、こういうことをご説明させていただいたんです。

以上です。

○竹内邦博議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 今の旧の道のことを言っているんですね。今の26号線を左に行くということは、今のそのままの道を真っすぐ行って、真っすぐ行くと、ちょっとそこらが右折せなあかんのに何で行けるのか。

○竹内邦博議長 都市整備部長、松永英三君。

○松永都市整備部長 もう一度ご説明します。

箱ノ浦ランプは右折して第二阪和へ入りますよね。それが淡輪ランプは、真っすぐ行くと第二阪和へ入るようになるんです。もう真っすぐ行くと第二阪和へ入る交差点になっているわけです。

○竹内邦博議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 みんながわかっているのやったらいいわ、私だけわからへん。

○竹内邦博議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成22年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教、厚生、事業の各委員会に付託することに決定しました。

○竹内邦博議長 日程2、議案第88号「平成22年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部理事、末原光喜君。

○末原都市整備部理事 日程2、議案第88号、平成22年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件につきまして、概要をご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、消費税及び地方消費税の確定申告により、納付額が確定されたことによるものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,810万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては3ページと4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては、一般会計繰入金155万円を増額計上し、歳出におきましては、消費税及び地方消費税といたしまして、下水道総務費155万円を増額計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては、事業委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、

議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○竹内邦博議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成22年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○竹内邦博議長 日程3、議案第89号「平成22年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程3、議案第89号、平成22年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次)の件につきまして、概要を説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ498万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,863万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参

照願います。

歳入につきましては、深日地区財産区基金繰入金498万2,000円を計上し、歳出におきましては、深日地区浸水対策事業及び橋りょう整備事業に係る経費を用途といたしまして、一般会計に繰出金として498万2,000円を計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成22年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

○竹内邦博議長 日程4、議案第90号「平成22年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第4次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程4、議案第90号、平成22年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第4

次) の件につきまして、概要をご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,092万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金70万円を計上し、歳出におきましては、多奈川東墓地のり面改修事業に係る経費を用途といたしまして、谷川財産区特別会計に繰出金として70万円を計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成22年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第4次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○竹内邦博議長 日程5、議案第91号「平成22年度岬町谷川財産区特別会計補正予算（第2次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程5、議案第91号、平成22年度岬町谷川財産区特別会計補正予算（第2次）の件につきまして、概要をご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ377万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては、多奈川財産区特別会計繰入金70万円を計上し、歳出におきましては、多奈川東墓地のり面改修事業に係る設計業務委託料70万円を計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成22年度岬町谷川財産区特別会計補正予算（第2次）の件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○竹内邦博議長 日程6、議案第92号「平成22年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部理事、末原光喜君。

○末原都市整備部理事 日程6、議案第92号、平成22年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）の件についてご説明させていただきます。

今般の補正につきましては、本年7月14日未明の豪雨により、池谷川下流に当たる深日地域の兵庫・向出南・門前地区におきまして床上浸水などの被害が多数発生したことに伴い、地元自治区の要望を受け、浸水対策を図るための整備を行うことになりました。その際、池谷川にかかる門前橋のかけかえに伴い、橋げたに布設しております配水管の移設が必要となりましたので、修繕費を補正するものです。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

まず、収益的収入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

第2条の上段の表をご参照ください。

収入予算の総額に20万2,000円を増額し、収益的収入予算の総額を5億8,407万1,000円とするものでございます。

内容は、営業収益といたしまして、一般会計より深日地区の門前橋のかけかえに伴う配水管移設修繕費用の一部の負担金といたしまして、20万2,000円を増額計上いたしております。

次に、収益的支出予算の概要につきましてご説明いたします。

1ページの第2条の下段の表をご参照ください。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

収益的支出予算の総額に50万円を増額し、収益的支出予算の総額を5億9,556万3,0

00円とするものでございます。

営業費用につきましては、収入と同様、深日地区の門前橋のかけかえに伴う配水管移設設計委託費用として50万円を計上するものでございます。

次に、債務負担行為につきましてご説明いたします。

同じく1ページの第3条の表をご参照ください。

この債務負担行為につきましては、先ほど説明いたしました深日地域の門前橋かけかえに伴う配水管移設修繕が必要となり、その修繕費を債務負担行為として設定するものです。

債務負担行為の事項は修繕費、期間は平成23年度で、限度額につきましては350万円と定めるものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は事業委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成22年度岬町水道事業会計補正予算(第2次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○竹内邦博議長 日程7、議案第93号「岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 日程7、議案第93号、岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定の件についてご説明申し上げます。

提案内容でございますけれども、岬町立淡輪老人福祉センターの管理業務については、平成18年10月1日から岬町淡輪長生会を指定管理者として指定しているところですが、指定期間が平成23年3月末をもって終了することに伴い、平成23年4月から引き続き岬町淡輪長生会を指定管理者として指定するについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定の件。

岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

管理を行わせる施設は、岬町立淡輪老人福祉センター、所在地は、岬町淡輪4518番地の1であります。指定管理者の名称は、岬町深日2000番地の1、岬町淡輪長生会、代表は原田拓司でございます。

なお、住所につきまして、長生会の事務局を本庁高齢福祉課で担っており、長生会関係文書の收受等対外的にこの住所を使用していることから、岬町役場の住所としております。

指定管理期間につきましては、平成23年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

指定管理者の選定については、岬町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の第5条及び同条例施行規則第5条第2号を適用し、公募によらない候補者の選定により岬町淡輪長生会を指定しています。

条例第5条とは、公募によらない候補者の選定等を規定するもので、町長は公の施設の性質、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると思慮するとき、その他公募を行わないことに合理的な理由があるときは、第2条の規定による公募によらず、町が出資している法人または公共団体もしくは公共的団体を候補者として選定することができるという規定でございます。

条例施行規則第5条第2号とは、公募によらない合理的な理由の一つとして、地域の人材活用、雇用の創出等、地域との連携が相当程度期待できるという規定でございます。

指定理由といたしまして、岬町立淡輪老人福祉センターの性質、規模等を考慮し、設置目的の効率的な達成、地域の人材活用、また過去5年間の指定管理者としての運営管理実績から、地域の高齢者で組織され、センター業務に精通している岬町淡輪長生会が最も適していると考え、指定したものでございます。

以上、岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定の件について説明をさせていただきました。

なお、本議案につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定の件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○竹内邦博議長 日程8、議案第94号「岬町基本構想策定の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総括理事、白井保二君。

○白井総括理事 日程8、議案第94号、岬町基本構想策定の件についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、岬町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定について、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本町では、平成12年に「笑顔あふれる いきいきタウン“みさき”」を将来像とする第3次岬町総合計画を策定し、この総合計画のもとにまちづくりを行ってまいりました。その後およそ10年が経過し、我が国の社会・経済情勢や本町を取り巻く環境は大きく変化いたしました。

今回ご提案いたします基本構想案は、こういった社会的潮流や本町のまちづくりの動向を踏まえ、本町の抱えている課題に対処し、総合的かつ計画的な行財政運営を図るために必要な基本方針を定めるもので、本町の今後10年間の新たなまちづくりの指針となるものでございます。

この計画の策定に当たりましては、住民アンケートを初めとし、各種団体へのヒアリング、住民の皆様に参加いただいた岬夢づくり会議の開催など、住民意見を適切に把握し、計画案に反映させるとともに、町議会を初め、各界代表の方々並びに住民公募の方々で構成する総合計画審議会に諮問いたしまして、この審議会での慎重な審議を経まして11月15日に答申をいただいたところでございます。

それでは、これから基本構想（案）を説明させていただきますが、この基本構想案に盛り込まれた事項は多岐にわたっておりますので、別途お配りしております基本構想案の概要版に基づき、その骨子を説明させていただきたいと思っております。

それでは、別添の第4次岬町総合計画基本構想（案）の概要についてをごらんいただきたいと思っております。

それでは、説明させていただきます。

1、計画の趣旨と構成のうち、まず計画の趣旨と役割でございますが、今回策定します第4次岬町総合計画は、過去3次にわたり策定された総合計画の成果を継承しつつ、本町における課題や変化する社会的潮流などを見きわめ、歴史や文化、自然環境などの地域資源を大切にしながら、岬町が取り組むべきまちづくりの方向性を明らかにするために策定するもので、この計画は本町のまちづくりにおける最上位計画、また長期的なまちづくりの指針、そして、国や大阪府などの関係機関に本町の姿勢を明らかにするための計画、そして、まちの将来像の実現に向けて、住民、事業者、行政が共有する指針となるものでございます。

また、この基本構想は、本町の課題を踏まえ、おおむね10年後の平成32年（西暦2020年）におけるまちの将来像やまちづくりの基本的な方向を示すものであります。

次に、2、社会的潮流とまちづくりの課題ですが、この計画を策定する上で注視すべき社会的潮流とまちづくりの課題として、6つの社会的潮流を、まちづくりの課題として、基本的課題を5点、重点課題を3点に取りまとめております。

次に、3、まちの将来像ですが、社会的潮流やまちづくりの課題も踏まえて、平成32年に向けた本町の将来像を「豊かな自然 心かよう温もりのまち“みさき”」と定め、岬町が誇る豊かな自然の中で、人と人とのつながりやふれあいによる人の温かみを通じて人々の信頼やきずなの高まりなど、まちづくりに取り組む思いを表現いたしております。

次に、4、将来の目標人口ですが、本町の人口は引き続き減少することが予想されておりますが、安心して子どもを育てることができる環境の整備や企業誘致、地域産業の活性化により人口の減少に歯どめをかけ、平成32年の目標人口を1万7,000人と設定いたしております。

次に、資料の右のページをごらんください。

5、まちの将来構造については、都市軸、拠点及び土地利用に関する基本方針をあらわしております。

都市軸に関する基本方針では、まちの骨格となる都市軸の強化、東西連携軸の形成、町内連携軸の強化及び海洋レクリエーション軸の形成を図ることとしております。

また、拠点に関する基本方針では、広域・交流拠点及び行政・交流拠点の機能強化と新交流拠点の形成を定め、その拠点ごとに主要施設を位置づけ、それぞれの都市機能を明確化しております。

次に、裏面の左のページをごらんください。

土地利用構想に関する基本方針では、市街地ゾーン、レクリエーションゾーン、自然共生ゾーン及び複合機能ゾーンを定め、まちづくりを進めるための土地利用の基本方針をあらわしております。

次に、資料の右のページをごらんください。

6、基本政策では、まちの将来像を実現するため、6つのまちづくりの基本政策をあらわしております。

まず、基本政策1、「みんなで進めるまちづくり（協働・人権・行財政）」では、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を發揮し、みんなで進める協働のまちづくりに取り組むとともに、あらゆる差別をなくし、すべての人々の人権が尊重される社会を目指します。また、まちの将

来像を実現していくため、行財政改革を積極的に進め、計画的、効率的な行財政運営に取り組むこととしております。

この基本政策1では、さらに、協働・まちづくり、人権・男女共同参画、国際化・平和及び行財政改革に区分し、それぞれの取り組み方針を示しております。

次に、基本政策2、「一人ひとりの“子どもが” “親が” 輝き、文化を育むまちづくり（子育て・教育・文化）」では、すばらしい自然環境や小さなまちだからこそのきめ細やかな対応といった特性を活かし、子どもたちが心身ともに健やかに、親が安心して子どもを育てることができる環境づくりを進めるとともに、すべての住民がみずから学び、まちへの愛着、また文化をはぐくむまちづくりに取り組むことといたしております。

この基本政策2では、さらに、子育て、幼児・学校教育、生涯学習・文化・スポーツ及び青少年育成に区分して、それぞれの取り組み方針を示しております。

次に、基本政策3、「誰もが元気でいきいきと暮らせるまちづくり（健康・福祉）」では、生命の安全・安心を確保できる医療体制や地域福祉の推進を図り、障がい者や高齢者を初め、だれもが住みなれた地域の中で元気で生き生きと暮らせるまちづくりに取り組むことといたしております。

この基本政策3では、さらに、健康・医療、地域福祉及び社会保障に区分して、それぞれの取り組み方針を示しております。

次に、基本政策4、「新たな活力の創造と心うるおう観光まちづくり（産業・観光）」では、住民の働く場や税収の確保、交流人口をふやすために、地域産業の活性化と心潤う観光まちづくりに取り組むこととしております。

この基本政策4では、さらに、産業（農林漁業・商工業）、観光及び雇用・労働に区分し、それぞれの取り組み方針を示しております。

次に、基本政策5、「豊かな自然の中で安心して暮らせるまちづくり（環境・地域安全）」では、自然環境を適切に保全しながら、貴重な財産として次世代に引き継いでいくとともに、身近な環境を守り、環境負荷低減に配慮した循環型社会を目指して、豊かな自然の中で安心して暮らせるまちづくりに取り組むことといたしております。

この基本政策5では、さらに、自然環境、生活環境、防災・消防、地域安全及び消費者に区分して、それぞれの取り組み方針をお示しております。

基本政策6、「安全で快適な暮らしを守るまちづくり（都市基盤）」では、災害に強いまちづくりの観点から、これまでに整備した都市施設の維持更新も含めて計画的に都市施設の整備を

進めていくとともに、安全で快適な暮らしを守るまちづくりに取り組むこととしております。

この基本政策6では、さらに、道路・交通、公園・緑地、河川・港湾、上下水道及び住宅に区分し、それぞれの取り組み方針をお示ししております。

基本構想（案）の概要につきましては、以上のとおりでございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 私、総務文教委員ではありませんので、ちょっとお聞きしておきます。

まず1点目は、この第4次は何年から何年までをもってやるのか。それと、今の説明を受けました4ページ、一番最後のところですね、基本政策6までありますけれども、これをやるためにどれだけのお金を投入する計画なのか、その辺をお願いします。

○竹内邦博議長 総括理事、白井保二君。

○白井総括理事 お答えいたします。

今回の第4次総合計画につきましては、期間につきましては平成23年から32年、10年間の計画で策定いたしております。

そして、ご説明いたしました6つの基本政策の具体化でございますけれども、これにつきましては、今後この基本構想、基本計画及びこれを踏まえた実施計画を今現在策定中でございまして、そして、この実施計画の中で、今後10年進めるためのいろんな政策とか投資的的事业等につきまして計画で定める予定となっておりますので、その中で具体的な事業が確定いたしましたら、それに係ります事業費を算定いたしまして、それに基づきまして財政的な裏づけもチェックした上で、10年間でこの計画に定めておりますまちづくりを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○竹内邦博議長 鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 期間は23年から32年と把握できましたけれども、一応今のままでいくと、人口は平成32年には1万5,600人、これをこういう計画に基づいて1万7,000人にするということですから、この10年間で投資する金額は大体どれぐらいを腹づもりされているのか、その辺お願いします。

○竹内邦博議長 総括理事、白井保二君。

○白井総括理事 お答えいたします。

今後10年間にわたりまして、岬町のまちづくりを進めていくわけですが、これに必要な事業の内容につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、総計の実施計画の中で定めてまいります。この実施計画が確定いたしまして、そして、それに伴います事業費の算出を予定しているところでございますけれども、その中で、10年間かけて毎年実施していきます。

しかし、厳しい財政状況でございますので、行財政改革を推し進めて、その行財政改革によって生まれた効果額を新たな新規事業等、また新規の投資的事業に充当する必要があるのではないかと考えておりまして、具体的に10年間にどのぐらいの事業費を予定しているのかという形につきましては、今後、議会のほうへもお示しできると思っておりますけれども、実施計画の中でご説明申し上げたいと思っておりますので、ご了解願いたいと思っております。

○竹内邦博議長 鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 ありがとうございます。

確かに厳しい財政状況の中で進めるのは大変だと思いますけれども、要は机上の空論にならないように、やはり、やるからには大体年間これぐらい見ておかなあかんとかそういうのもなしで、大勢の人に寄っていただいて、時間をかけて、これはただではないんですよ、会議をやっているのは。ですから、机上の空論にならないようにしっかりとお願いしておきます。

以上です。

○竹内邦博議長 ほかにございませんか。

辻下文信君。

○辻下文信議員 細かいことはいいんですけれども、まちの将来像ということで「豊かな自然 心かよう温もりのまち“みさき”」ということで、基本政策、ここに6点載っておるんですけれども、ただいま進行中の行財政改革とこの基本政策ですね、将来像の、これとのすり合わせというか、その辺のところについてはどういうふうにご考えておられるのか、お答え願いたいと思

います。

○竹内邦博議長 総括理事、白井保二君。

○白井総括理事 お答えいたします。

第4次総合計画につきましては、審議会のほうでご審議いただきまして、答申いただきまして今回提案させていただいたところございまして、その中身につきましては、今後10年間のまちづくりの方向性とか町の将来の姿などを盛り込んだものでございます。

一方、第2次集中改革プランにつきましては、今後の財政的に厳しい状況の中におきまして、特に税収の問題につきましては毎年毎年減ってくると、そのような状況でございまして、このままいきますと、既存の事業を実施するだけでもなかなかその財源の確保もままならないというそういう状況でございまして、そういう既存の事業については、すべて岬町版の行財政評価をベースにいたしまして見直しを図りたい、そしてその見直した結果、生み出される効果額をもってして実施するという状況でございまして、この総計の実現化に当たって定めます実施計画とそれに要する財源、そして行革によって生まれる効果額、それらを調整していきながら、毎年毎年その実施計画を定め、そしてローリングを行いまして、10年たったら総計で定めます将来のまちづくりになっていると、そのようなまちづくりを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○竹内邦博議長 辻下文信君。

○辻下文信議員 ただいまの答弁でちょっと疑問に思うのは、将来に向けたベースにあるのは「豊かな自然 心かよう温もりのまち」、これがベースにあると思うんですけども、これと相反するような行財政改革をやっていくのでは、将来的にそういう形のものが生まれるはずがないと私は思うんですけども、希望として、要望としておきますけれども、できるだけマッチングした、せっかく第4次総合計画、基本構想をつくっていくのでありますので、できればその辺のすり合わせもちゃんとして、できるだけマッチングした形でのうたい文句だけに終わらない総合計画にさせていただきたいと、このように要望しておきます。

○竹内邦博議長 ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町基本構想策定の件については、会議規則第39条第1項の

規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

○竹内邦博議長 日程9、議案第95号「災害復旧事業施行の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、松永英三君。

○松永都市整備部長 日程9、議案第95号、災害復旧事業施行の件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、平成22年7月の集中豪雨により被害を受けた農地の災害復旧事業を施行するため、土地改良法第96条の4において準用する同法第49条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

施行年度につきましては、平成22年度でございます。名称は農地災害復旧事業で、工事場所につきましては、岬町多奈川谷川地内でございます。位置につきましては、別紙資料の地図をご参照ください。工事内容は、平成22年7月の集中豪雨により被害を受けた農地の復旧を行い、従前の効用を回復するものでございます。概算事業費は136万1,000円、工事の概要につきましては、工事延長は18.9メートル、コンクリートブロック積み工の面積が27平米、盛り土復旧工の面積が17平米でございます。

本件につきましては、事業常任委員会に付託の予定とお聞きいたしております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○竹内邦博議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております災害復旧事業施行の件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定いたしました。

○竹内邦博議長 日程10、議案第96号「大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部理事、末原光喜君。

○末原都市整備部理事 日程10、議案第96号、大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件についてご説明させていただきます。

大阪広域水道企業団への守口市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市の加入及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により関係市町村と協議するにつき、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、大阪広域水道企業団を組織する地方公共団体数の増加及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更を行うため、関係市町村と協議するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本企業団につきましては、本年9月、町議会の議決を賜り、関係市町村との協議を行い、本年11月2日、大阪府知事の許可を受け設立したものでございます。

それでは、大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約(案)と新旧対照表をあわせてごらんください。

大阪広域水道企業団規約の一部を次のように変更する。

別表中「貝塚市」の次に「、守口市」を、「河内長野市」の次に「、松原市」を、「柏原市」の次に「、羽曳野市」を、「高石市」の次に「、藤井寺市、東大阪市」を加える。

附則といたしまして、この規約は、大阪府知事の許可のあった日から施行するとしたものでございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されると聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○竹内邦博議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定いたしました。

○竹内邦博議長 日程11、議案第97号「泉南地域広域行政推進協議会の廃止に関する協議の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 日程11、議案第97号、泉南地域広域行政推進協議会の廃止に関する協議の件について説明させていただきます。

本件につきましては、泉南広域行政推進協議会規約を廃止する規約を制定することについて、地方自治法第252条の6の規定により、構成組織であります5市3町と協議をするにつき、同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、泉南広域行政推進協議会は、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び当岬町の5市3町で構成されました広域行政計画の策定及び当該計画に係る事務事業についての連絡調整を行うことを目的として、昭和55年10月18日に設置されたものでございます。これまで3次にわたりまして広域行政圏計画を策定し、当該計画に係る事務事業についての連絡調整を行うとともに、広域連携に関する調査研究、各種イベントなどを通して圏域の魅力のPRを行うなど、その間、計画内容に沿いまして地域における圏域づくりを推進してまいりました。

また、その一方、関係市町におきましては、当該計画と各市町の総合計画と整合性を図りながら、各種事業を実施してまいりました。しかしながら、社会経済構造の変化、人口減少及び少子高齢化の進行といった社会経済状況の変化、近接しました市町間の共同処理など、さまざまな行政需要に応じた事務事業処理が広域的に進められていることなどにより、広域行政圏施策は都市及び周辺地域を一体とした地域の振興を図るという当初の役割を終えたため、平成21年度におきまして、従来の広域行政圏の枠組みを維持していくかどうかについて検討を重ねてきました結果、本協議会を廃止した上で、今後は関係市町の間で地域の実情に応じた自主的な協議により連携を図ることが最適であるという結論に至りました。よって、本協議会の廃止について関係市町と協議を行うものでございます。

なお、本議案につきましては、総務文教委員会に付託の予定と聞いております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

奥野 学君。

○奥野 学議員 ちょっと1点だけ確認させていただきたいと思います。

岸和田以南から岬町までの各首長の名前が書かれているわけですが、この間で当然、各首長間では各市町村で合意をされているように思いますが、その辺再度確認したいと思います。

す。

それと、余り中身をわかっていないんですけども、ここで、やはり各市町村、いろんな財政難の折、先ほどの笠間部長からの答弁でいきますと、市町村、市と隣のまち同士で話し合えというようなご説明だったと思いますが、私はもう少し内容を把握していないんですが、やはりこの際まだ残しておく必要があるのではないかなというふうに、中身をわかってないんですが、ちょっと質問をさせていただきたいと思いますが、こういう財政難の折、やはり残しておいて、もっと広域でできるものはあるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺の詳細を少しお教えいただけましたらありがたいと思いますが。

○竹内邦博議長 企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 ただいまご質問いただきましたけれども、一応、年間に1回でございます。首長の会議は1回ございまして、それまでに幹事会、担当者会議等を通じまして、分担金、後から出てくると思います。きょうは一番最初に補正予算をお願いいたしましたけれども、毎年各市町村、分担金をこの会に計上しているわけでございますけれども、いろいろな社会情勢の変化ということを言わせていただきましたし、その分担金につきましては、今まで研修等々を通じてやっておりました。各首長、それから幹事、担当者会議と先ほど言わせていただきましたけれども、その会議を通じまして、この会議につきましては所期の目的を達成したと、隣の市、隣の町と頑張って広域圏を継続してやっていくということのもとに、今回廃止ということに至りましたので、ご理解のほうをよろしく願いしたいと思います。

もう1件、あるほうがいいじゃないかということですが、先ほども理由を言わせていただきましたけれども、同じような分担金の関係、経費も残っていると。第3回の広域圏計画をつくってきましたけれども、第4回目はみずから自分ところでやろうということでございますので、よろしく願いしたいと思います。

○竹内邦博議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 もう一度参考に、分担金はどれだけ出しているわけですか、参考にお願いします。

○竹内邦博議長 企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 ちなみに今年度は6万5,000円の分担金でございます。これは人口割、それから地域割というようなことで、岬町と岸和田市とは若干開きがございます。ちょっと今すぐに数字はないですけども、岸和田市さんは20万円前後だったと思います。

以上です。

○竹内邦博議長 ほかにございせんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 私は総務文教委員会に所属しておりますので、この場で資料の提出を求めたいと思うんですが、先ほどおっしゃっておられた広域圏計画等をこれまで3回にわたって策定してこられたということですので、そのあたりの計画の中身についての資料をご提示いただきたい。委員会のその場で渡されては目を通せませんので、委員会の前に、できるだけ早く目を通すために配付をお願いしたいと、委員会の審議を充実させるためにも、そのような努力を図っていただきたいと要望しておきます。

以上です。

○竹内邦博議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 ないようですので、これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております泉南地域広域行政推進協議会の廃止に関する協議の件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

○竹内邦博議長 日程12、議案第98号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 日程12、議案第98号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件についてご説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」は、退職後に在職中に懲戒免職等の処分を受けるべき非違行為をしたと認められる者の退職手当の全部または一部を返納させることができることなど、退職手当について、支給制限や返納の制度を設けて平成21年4月1日から施行されております。

大阪府におきましては、阪南市、貝塚市などの8つの自治体が既に条例を改正しているところがございます。岸和田市などの6つの自治体も本年度中に対応する予定としております。本町におきましても、国に準じて退職後における職員の非違行為に適正に対応するため、今回付議させていただいたものでございます。

主な改正の内容でございますが、お手元に条例案の概要を配付させていただいておりますので、この概要に基づきまして、説明させていただきます。

条例案の概要の1ページをごらんください。

最初に、改正の理由でございます。

これは、国家公務員退職手当法の改正に準じて退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する信頼確保に資するため、退職後に在職中の懲戒免職相当の非違行為が発覚した場合には、退職手当の返納や支給制限ができるよう所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容でございます。

主に3点ございます。一つ目は、退職手当の支給制限及び返納事由の拡充でございます。二つ目は、一部支給制限、一部返納の制度創設でございます。三つ目は、退職手当審査会への諮問でございます。

一つ目の退職手当の支給制限及び返納事由の拡充については、①でございますけれども、現行の不支給・返納事由である懲戒免職、禁錮以上の刑の確定などによる失職に加え、在職中の懲戒免職相当の非違行為が発覚した場合を追加いたします。

②でございます。在職中の懲戒免職相当の非違行為が発覚した場合で、職員死亡の場合の遺族等に対する返納制度、支給制限制度を創設いたします。

二つ目の一部支給制限、一部返納の制度創設につきましては、全額不支給、全額返納を原則としつつ、非違の性質などを考慮して一部支給、一部返納が可能となる制度を創設いたします。

三つ目の退職手当審査会への諮問については、権利保護の観点から、返納命令等を行う際には退職手当審査会に町長が諮問するものとします。

施行期日につきましては、公布の日でございます。

概要の裏面をごらんください。

上段の表が現行の条例の状況でございます。下段が改正案でございます。下段の「2、改正案」をごらんください。

網かけの部分が改正案で追加する部分でございます。

主な内容は、取り扱いとして、「不支給、または一部支給」に次ぐ追加として、退職後や退職

手当の支払い前に刑事事件に関して禁錮以上の刑に処せられたときと在職中の懲戒免職相当の行為が発覚したときとし、これを14号で規定するものでございます。

次に、差しとめを追加するものとしましては、退職後や退職手当の支払い前に在職中の懲戒免職相当の行為が発覚したときを追加し、第13条で規定するものでございます。

最後になりますが、全部返納または一部返納の取り扱いに追加するものとしまして、退職後や退職手当の支払い前に在職中の懲戒免職相当の行為が発覚したときを15条、16条で設けます。この場合の返納命令を行い得る期間として、退職者では退職日から5年以内、死亡退職の場合の遺族では退職日から1年以内とするものでございます。

なお、遺族に対しましては1年以内と短くしている理由は、遺族が非違行為を行った当事者でないということから、支払い済みの退職手当を不安定な状態に置くことを避けることによるものでございます。

以上が条例改正の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

失礼いたします。ちょっと追加でございます。

資料をお配りさせていただいている中で、職員の退職手当に関する条例等という「等」が入っておりますけれども、これを消していただきたいと思っております。同じく裏面でございます。裏面も退職手当支給制限等という「等」が入っておりますけれども、退職手当支給制限に係る主な変更点というふうに修正をお願いいたしたいと思っております。

非常に申しわけございません。よろしく願いいたします。

○竹内邦博議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を行いたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

出口 實君。

○出口 實議員 済みません。今の質疑ですけれども、私もちょっと所属に入っておりませんので、

質問いたします。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案の内容ですけれども、その裏面の最終下段の死亡退職の場合の遺族イコール退職日から1年以内ということで請求ができると、返納ができるというふうになっていますけれども、これは法的には、実際本人が死亡してあって法的に遺族に返納命令を出せるんですか。その辺は何かの一つの契約事項とかがありまして、保証人とか、そういう形書類をとって返納命令ができるんですか、その辺は法的にはどうですか。

○竹内邦博議長 企画部秘書人事課長、保井太郎君。

○保井秘書人事課長 今回、その件につきまして、遺族に関するものまで対象を広げることになります。そのために条例の中で15条、16条というものを設けまして明確に規定するというところを行います。

当然、非違行為ですから、行為を行った職員が死亡して遺族の方に退職金を渡しているという状況ですから、当然、遺族として返していただくことはできると。そのもとで条例にそのことを明確に規定して、この15条、16条の中には、そういうふうな請求ができる期間を設けているということで、具体の支給、不支給に関しましては、この条例の中で定めさせていただくということになっております。

○竹内邦博議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

○竹内邦博議長 日程13、議案第99号「岬町手数料条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、松永英三君。

○松永都市整備部長 日程13、議案第99号、岬町手数料条例の一部を改正する件についてご説

明いたします。

提案理由といたしましては、大阪版地方分権推進制度に基づき、大阪府知事の権限に属する事務の一部について、本町への事務移譲を行うため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、今回、大阪府より移譲を受けることになった事務のうち、優良宅地及び優良住宅の認定に必要な事務に係る費用について、条例により手数料を定めるものでございます。

最初に、優良宅地及び優良住宅認定制度の概要についてご説明いたします。

当制度は、租税特別措置法に基づき、優良な宅地や住宅の供給に資する土地の譲渡について税制上の優遇措置を講じることにより、良質な宅地等の供給の促進と有効な宅地利用を確保することを目的としたものでございます。

なお、本認定事務につきましては、それぞれ一団の宅地面積が1,000平方メートル未満のものについて既に本町で実施しております。今回、それぞれ都道府県知事の認定が必要な一団の宅地面積が1,000平方メートル以上のものについて、事務移譲を受けるものでございます。

裏面の条例改正案をごらんください。また、新旧対照表もあわせてごらんください。

岬町手数料条例の一部を改正する条例（案）。

岬町手数料条例の一部を次のように改正いたします。

第2条第24号及び第25号を次のように改めます。

第24号は、優良宅地の認定に関する申請手数料についてでございます。

第24号、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ、第68条の6第3項第5号イ若しくは第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査（優良宅地造成認定申請手数料）次に定める宅地造成の面積の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

ア、1,000平方メートル未満のとき。1件につき10万円。

イ、1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のとき。1件につき15万円。

ウ、3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のとき。1件につき23万円。

エ、6,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。1件につき31万円。

- オ、1万平方メートル以上3万平方メートル未満のとき。1件につき46万円。
- カ、3万平方メートル以上6万平方メートル未満のとき。1件につき60万円。
- キ、6万平方メートル以上10万平方メートル未満のとき。1件につき78万円。
- ク、10万平方メートル以上のとき。1件につき100万円。

続きまして、第25号は、優良宅地、優良住宅の認定に関する申請手数料についてでございます。

第25号、租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号若しくは第7号ロ、第68条の6第3項第6号若しくは第7号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査（優良住宅新築認定申請手数料）次に定める新築住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

- ア、100平方メートル以下のとき。1件につき6,200円。
- イ、100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき。1件につき8,600円。
- ウ、500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき。1件につき1万3,000円。
- エ、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のとき。1件につき3万5,000円。
- オ、1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のとき。1件につき4万3,000円。
- カ、5万平方メートルを超えるとき。1件につき5万8,000円。

附則といたしまして、この条例は平成23年1月1日から施行する。

以上が岬町手数料条例の一部を改正する件の概要でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されるとお聞きいたしております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町手数料条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定いたしました。

○竹内邦博議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員の皆さんには、委員会付託の審議について、よろしくお願いいたします。

なお、次の会議は、12月21日午前9時30分から開催予定の議会運営委員会終了後の全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

本日は、どうもご苦労さまでございました。

(午前11時27分 散会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成22年12月3日

岬町議会

議 長 竹 内 邦 博

議 員 反 保 多喜男

議 員 辻 下 文 信